

岡山大学学生支援センター学生相談室の運営等に関する要項

〔平成18年 7月 1日〕
学 長 裁 定

一部改正平成19年3月15日

一部改正平成20年4月 1日

一部改正平成21年4月 1日

一部改正平成22年3月 4日

(趣旨)

第1 この要項は、岡山大学学生支援センターの室及び部会に関する内規(平成18年学長裁定。以下「内規」という。)第6条の規定に基づき、学生相談室(以下「相談室」という。)の運営並びに各学部及び各研究科との学生相談業務の連携協力等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談協力委員)

第2 相談室に、内規第3条第5号に規定するものとして、学生の各種相談に対応するため、相談協力委員を置く。

2 相談協力委員は、学生支援センター長(以下「センター長」という。)の推薦に基づき、次の各号に掲げる者に学長が委嘱する。

- 一 各学部、保健学研究科及び法務研究科ごとに当該部局長から推薦された本学の教員
- 二 国際センターの相談指導担当教員
- 三 相談室長が特に必要と認める者

3 相談協力委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 相談協力委員は、相談室長からの依頼による相談又は学生からの直接の相談に応ずるものとする。

(ピアサポーター)

第3 相談室に、内規第3条第5号に規定するものとして、ピアサポーターを置くことができる。

2 ピアサポーターは、センター長が委嘱する。

3 ピアサポーターは、所定のピアサポーター養成のためのプログラムを修了した者とする。

4 ピアサポーターは、相談室長の指示により、相談者の支援を行う。

(面接相談の対応)

第4 面接相談は、所定の時間に、原則として所定の場所において行うものとする。ただし、相談協力委員の研究室等を利用することもできるものとする。

2 相談協力委員は、相談を受けたときには、所定の相談内容要約を作成し、相談室長へ提出するものとする。

3 前項の相談内容要約は、相談者個人の秘密が厳守されるよう取り扱われなければならない。

4 相談室長は、学生の相談内容に応じ、適切な学内外の相談組織及び教職員を紹介することができる。

(分室)

第5 相談室に、必要に応じて、分室を置くことができる。

(事務)

第6 相談室の事務は、学務部学生支援課で処理する。

附 則

この要項は、平成18年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。